農地法第 43 条届出の手引き【農作物栽培高度化施設】

●届 出 者 本人 または 賃借権等を有する者

●届 出 先 大府市農業委員会事務局

●届出期間 随時 または 毎月1~7日(農地法3条許可申請が必要な場合)

●提出部数 2部

提出書類	備考	チェック
☆届出書	正本1部、副本1部	
☆全部事項証明書	法務局発行(1部コピー可)	
住民票写し	住所が全部事項証明書と異なる場合(1部コピー可)	
町名地番変更証明	住所が町名変更により、全部事項証明書と異なる場合(1	
	部コピー可)	
法人登記事項証明書	届出者が法人等の場合 法務局発行(1部コピー可)	
定款又は寄附行為	届出者が法人等の場合(コピー可)	
☆位置図(案内図)	届出地の場所がわかるもの(都市計画図、住宅地図など)	
☆地番表示図(公図)	届出地のもの(コピー可)	
	※土地区画整理地内で仮換地中の場合、不要	Ш
仮換地証明書	土地区画整理地内で仮換地中の場合(1部コピー可)	
仮換地図(全体図・ブ	土地区画整理地内で仮換地中の場合(1部コピー可)	
ロック図)		
☆施設図面①	施設底面の用途、施設配置がわかるもの	
	※施設の屋根又は壁面を透過性のもので覆う場合	
☆施設図面②	施設底面の用途、日影範囲、敷地境界線、縮尺・方位、施	
	設配置、施設から水平距離5m及び10mの線、「農作物栽	П
	培高度化施設であること」の標識の位置がわかるもの	
	※施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合	
☆営農計画書	農作物の栽培時期、生産量、主たる販売先、施設設置に関	
	する資金計画等	
同意書	所有権または使用及び収益を目的とする権利を有するもの	П
	の同意(1部コピー可)]
委任状	代理人が申請する場合(1部コピー可)	
始末書	事前着工の場合(1部コピー可)	

☆必須

●注意事項

- ※ 証明書は提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
- ※ 農作物栽培高度化施設の増改築や建替えをする場合についても、届出が必要です。
- ※ 農地を農作物栽培高度化施設用地として利用するため、所有権移転等する場合、届出とあれて農地法3条の許可申請が必要です。
- ※ 既に設置されている農作物栽培高度化施設の用地を借りる場合、借人は、農地法3条の許可申請が必要です。
- ※ 農作物栽培高度化施設用地を借りて利用する場合でその農地が共有名義の場合、共有者 すべての同意が必要です。
- ※ ご不明な点は大府市農業委員会事務局まで

LL 0562-47-2111 (代表) 内線343 0562-45-6246 (ダイヤルイン)